

## ④ 売買目的有価証券

**Q** : 売買目的有価証券は、期末に評価替えをしなければならないそうですが、売買目的有価証券とはどんな有価証券をいうのですか？

**A** : 次のような有価証券をいいます。

### 【解説】

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券で次のものをいいますが、企業支配株式等に該当するものは含まれないこととなっています。

売買目的有価証券は、時価法によって評価しなければならないとされていますので、期末時点で帳簿価額と時価との差額を評価損又は評価益として計上して、翌期首にその評価損又は評価益を振り戻す（洗替え）処理を行うこととなります。

- ① 短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が、短期売買目的でその取得の取引を行った有価証券
- ② その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものをいいます。帳簿書類に記載することとは有価証券の取得に関する帳簿において、短期売買目的で取得した有価証券とその他の目的で取得した有価証券をその取得の日に勘定科目において区分することをいいますので、短期的に売買を行っている有価証券であってもこの区分がされていないものは売買目的有価証券には該当しないことに注意しておいてください。

